

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

【変更版】

ふじみ衛生組合

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針（変更版）

- 目次 -

・ 特定事業の選定に関する事項	4
1. 事業内容	4
2. 特定事業の選定	6
3. 民間事業者が実施する業務の範囲	6
4. 組合が実施する業務の範囲	8
・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 募集及び選定スケジュール（予定）	9
2. 応募者の参加資格要件	9
3. 民間事業者の審査及び選定	12
4. 落札後の手続き	15
5. 著作権	15
6. 費用負担	15
・ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1. 想定されるサービスの水準・仕様	16
2. 想定されるリスク及び分担	16
3. 組合による事業の実施状況の監視	16
・ 公共施設等の立地並びに規模に関する事項	18
1. 施設の立地条件	18
2. 施設規模	18
3. 施設の配置	18
・ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
・ 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	19
・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	19
2. 財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
3. その他の支援に関する事項	19
・ その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1. 議会の議決	20
2. 実施方針に関する問い合わせ先	20

添付様式 ふじみ新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針に関する意見・質問書
参考資料 事業に係るリスク分担
参考資料 主要な契約条件
添付資料 施設配置図

本実施方針（変更版）において用いる用語を以下のとおり定義します。

- 本施設 : 本事業において整備を予定しているふじみ衛生組合新ごみ処理施設をいう。
- 処理対象物 : ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）を組織する三鷹市・調布市（以下「両市」という。）から排出され、本施設に両市が搬入する可燃ごみ（収集可燃ごみ）、排出者及び許可業者が搬入する可燃ごみ（直接搬入可燃ごみ）及び本施設に隣接した不燃物処理資源化施設から排出される不燃ごみ等の資源化物選別後の可燃分及び残さをいう。
- 応募者 : 本事業の入札に参加する応募企業もしくは応募グループをいう。
- 応募企業 : 本事業の入札に単独の企業で参加する場合において、本事業を実施する企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 構成員 : 本事業の入札に複数の企業で参加する場合において、応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
- 協力企業 : 本事業を実施する企業のうち、特別目的会社に出資しない企業で事業開始後、設計・建設工事請負業務（以下「設計・建設業務」という。）又は運營業務について、一部を民間事業者から請負又は受託することを予定している企業をいう。
- 応募グループ : 本事業の入札に複数の企業で参加する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 代表企業 : 単独の企業で参加する場合には、応募企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員から選出され、応募手続等を行う企業をいう。
- 民間事業者 : 組合と基本契約、設計・建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）及び運營業務委託契約（以下 3 つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
- 建設請負事業者 : 民間事業者のうち、本施設の設計・建設業務を担当する企業又は民間事業者が設立する特別共同企業体をいう。
- 運営事業者 : 民間事業者が設立する特別目的会社で本施設の運營業務を行う者をいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建築物等 : 本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
- 選定委員会 : 本事業の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 募集要項 : 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

・ 特定事業の選定に関する事項

1 . 事業内容

1) 事業名

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業

2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

3) 公共施設等の管理者

ふじみ衛生組合管理者 清原 慶子

4) 事業目的

本事業は、搬入される処理対象物を環境負荷の低減を考慮した方法で、安定的かつ効率的に処理するとともに、循環型社会を構築するためのエネルギー回収推進施設として、焼却による熱エネルギーを使用した発電及び熱利用を行うことを目的とします。

5) 事業概要

事業用地	東京都調布市深大寺東町 7-50-30 外
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
年間計画処理量	約 77,300 t/年
施設規模等	288 t/日 (2 系列、24 時間連続稼働とすること)
処理方式	ストーカ方式
供用開始	平成 25 年度

本事業は公設民営 (DBO 方式) により実施します。本事業の設計・建設業務は、建設請負事業者 (民間事業者単独又は民間事業者が設立する特別共同企業体) が行うこととします。本事業の運営業務は、運営事業者 (民間事業者が設立する特別目的会社) が行うこととします。

なお、民間事業者は、約 30 年間のプラント使用を前提として設計・建設及び運営を行うこととします。

(1)事業期間

事業期間は、次の通りとします。

建設期間 平成 22 年 3 月（予定）から平成 25 年 3 月までの約 3 年間

運営期間 平成 25 年 4 月から平成 45 年 3 月までの 20 年間

(2)契約の形態

組合は、民間事業者に設計・建設業務及び運営業務を一括して委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結します。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と、本事業に係る建設請負契約を締結します。

さらに、組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営業務委託契約を締結します。

6) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとします。

7) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定しています。

(1) 実施方針の公表	平成 20 年 10 月
(2) 特定事業の選定の公表	平成 20 年 12 月
(3) 入札公告	平成 21 年 2 月
(4) 落札者の決定	平成 21 年 9 月
(5) 基本契約の締結	(4)の後すみやかに
(6) 特別目的会社の設立	(5)の後すみやかに
(7) 契約詳細の協議	平成 21 年 10 月以降
(8) 建設請負契約の仮契約	平成 22 年 1 月
(9) 建設請負契約の議会議決	平成 22 年 2 月
(10) 建設請負契約の締結	平成 22 年 3 月
(11) 運営業務委託契約の締結	平成 22 年 3 月
(12) 建設工事着手	平成 22 年 3 月
(13) 施設の完工及び引渡	平成 25 年 3 月末
(14) 供用開始	平成 25 年 4 月
(15) 契約終了	平成 45 年 3 月末日

2．特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い、PFI法の手続に基づき本事業を特定事業として選定することとします。

1) 選定の考え方

次の2点を満たす場合、本事業を特定事業として選定します。

- (1) 民間事業者に支払う建設費及び運営費を含め、事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービスの水準の維持ないし向上が見込めること。

2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表します。

- (1) 定量的評価の実施
 - ・事業期間全体における組合の費用の総額（建設費、運営費等）の評価
- (2) 定性的評価の実施
 - ・民間事業者に移転されるリスクの評価
 - ・公共サービスの水準の評価
- (3) (1)、(2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定します。
- (4) 評価の結果を公表します。

3．民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとします。

1) 設計・建設業務

建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行います。

建設については、プラント工事、建築工事及び建築設備工事、土木工事及び外構工事、及びその他本事業の実施に必要な工事を行います。なお、建設範囲の詳細は今後公表する募集要項に示すこととします。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととします。

2) 運營業務

- (1) 運営事業者は、組合と締結する運營業務委託契約に基づき、本施設の運營業務として受入・供給設備の運営・管理、燃焼設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・余熱利用設備(熱回収設備)・通風設備・灰出し設備・残渣物等処理設備・搬出設備・排水処理設備の運営・管理、エネルギー利用、用役管理、副生成物の貯留及び運搬、維持管理業務(機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む)、清掃、保安警備、環境管理、情報管理業務等を行います。
- (2) 運営事業者は、焼却炉の炉底より排出される灰(以下「焼却灰」という。)及び集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理工程で捕集された灰(以下「飛灰」という。)についてエコセメントとして資源化するため、組合が指定するエコセメント化施設に搬入を行います。なお、エコセメント化処理費用は組合が負担します。
- (3) 焼却灰及び飛灰の搬入先であるエコセメント化施設が故障等により稼働停止になった場合は、飛灰処理装置(薬剤処理)にて処理した後、二ツ塚処分場に持ち込むこととします。なお、埋立処分に係る費用は組合が負担します。
- (4) 運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができます。なお、施設の余剰電力に係る売電収入については、組合と運営事業者において合理的な方法により分配することとします。分配の方法等については募集要項において示します。
- (5) 運営事業者は、施設見学者について、組合と連携して適切な対応を行うこととします。

3) 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定です。したがって、本施設の解体除去は本事業の範囲には含まれません。

- (1) 組合は、事業期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとなりますが、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力することとします。

所有する図面・資料の開示

新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察

運營業務全般に係る指導

運営期間中の財務諸表ならびに以下の項目に関する費用明細等の提出

- ・ 人件費
- ・ 運転経費
- ・ 維持管理費
- ・ 調達費
- ・ その他

4. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとします。

1) 用地の準備

本事業を実施するための用地は、組合において確保します。

2) 処理対象物の搬入

組合及び両市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行います。

3) 本事業の監視

組合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行います。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行います。

4) 施設見学者への対応

組合は、施設見学者について、運営事業者と連携して適切な対応を行うこととします。

5) 建設費及び運営費の支払い

組合は、ふじみ衛生組合事務処理規程等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払います。

6) その他

組合は、本施設の設計・建設に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行います。

・民間事業者の募集及び選定に関する事項

1．募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定します。なお、民間事業者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行います。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 入札公告	平成 21 年	2 月
(2) 募集要項の配布開始	平成 21 年	2 月上旬
(3) 募集要項説明会の開催	平成 21 年	2 月
(4) 募集要項質疑の受付締切	平成 21 年	3 月
(5) 募集要項質疑への回答	平成 21 年	3 月中旬
(6) 資格審査申請書の受付締切	平成 21 年	3 月
(7) 資格審査の実施	平成 21 年	4 月
(8) 資格審査ヒアリングの実施	平成 21 年	4 月
(9) 資格審査結果の通知	平成 21 年	4 月
(10) 競争的対話の実施	平成 21 年	5 月
(11) 技術提案書・価格提案書等の提出	平成 21 年	7 月
(12) 基礎審査の実施	平成 21 年	8 月
(13) 非価格要素及び価格審査	平成 21 年	9 月
(14) 総合評価の実施	平成 21 年	9 月
(15) 落札者の決定	平成 21 年	9 月
(16) 基本契約の締結	(15)の後すみやかに	
(17) 特別目的会社の設立	(16)の後すみやかに	
(18) 契約詳細の協議	平成 21 年	10 月以降
(19) 建設請負契約の仮契約	平成 22 年	1 月
(20) 建設請負契約の議会議決	平成 22 年	2 月
(21) 建設請負契約の締結	平成 22 年	3 月
(22) 運營業務委託契約の締結	平成 22 年	3 月

2．応募者の参加資格要件

入札に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこととします。また、組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施します。

1) 応募者の構成

- (1) 応募者は、 . 3 に掲げる業務等を実施する予定の応募企業又は応募グループとします。なお、応募企業又は構成員は、特別目的会社に出資を行うこととします。
- (2) 応募グループにあっては、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととします。なお、応募企業は、代表企業を兼ねることとします。
- (3) 応募者は、設計・建設業務、運營業務のうち一部を担当する協力企業を定めることができます。ただし、プラントの建設業務及び運營業務は、応募企業又は構成員が行うこととします。
- (4) 応募者は、応募にあたり、応募企業、応募グループの場合は代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとします。ただし、協力企業については基本契約締結時に明らかにすることとします。
- (5) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めません。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 応募企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは認めません。
- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

2) 応募者等の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループを構成する構成員は、以下の要件をすべて満たすこととします。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

三鷹市及び調布市において指名停止を受けていない者であること。

会社更生法(平成14年法律第154号)又は旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

法人税、消費税(地方消費税も含む)、法人事業税、法人市都民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

事業に関する組合のアドバイザー業務を受託する財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にあるもの又はこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

(2) 本施設の設計・建設を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の設計・建設を行う企業は以下の要件を満たすこととします。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の該当する要件を満たすこととします。

東京電子自治体共同運営サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に三鷹市又は調布市を希望していること。

建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。

建設業法（昭和24年法律第100号）の建築一式工事及び清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

プラントの設計・建設を行う企業は、建築業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,100点以上であること。

プラントの建設を行う企業は、以下の条件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の納入実績があること。

- ・ ストーカ方式で、1炉あたり100t/日以上規模を有すること
- ・ 発電設備を有すること
- ・ 平成20年3月31日時点において、延べ3年以上の稼働実績を有すること
- ・ 1炉90日以上連続運転の実績を有すること

環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日一部改正）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。

工種毎に配置できる専任の監理技術者を有すること。

(3) 本施設の運営を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の運営業務を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

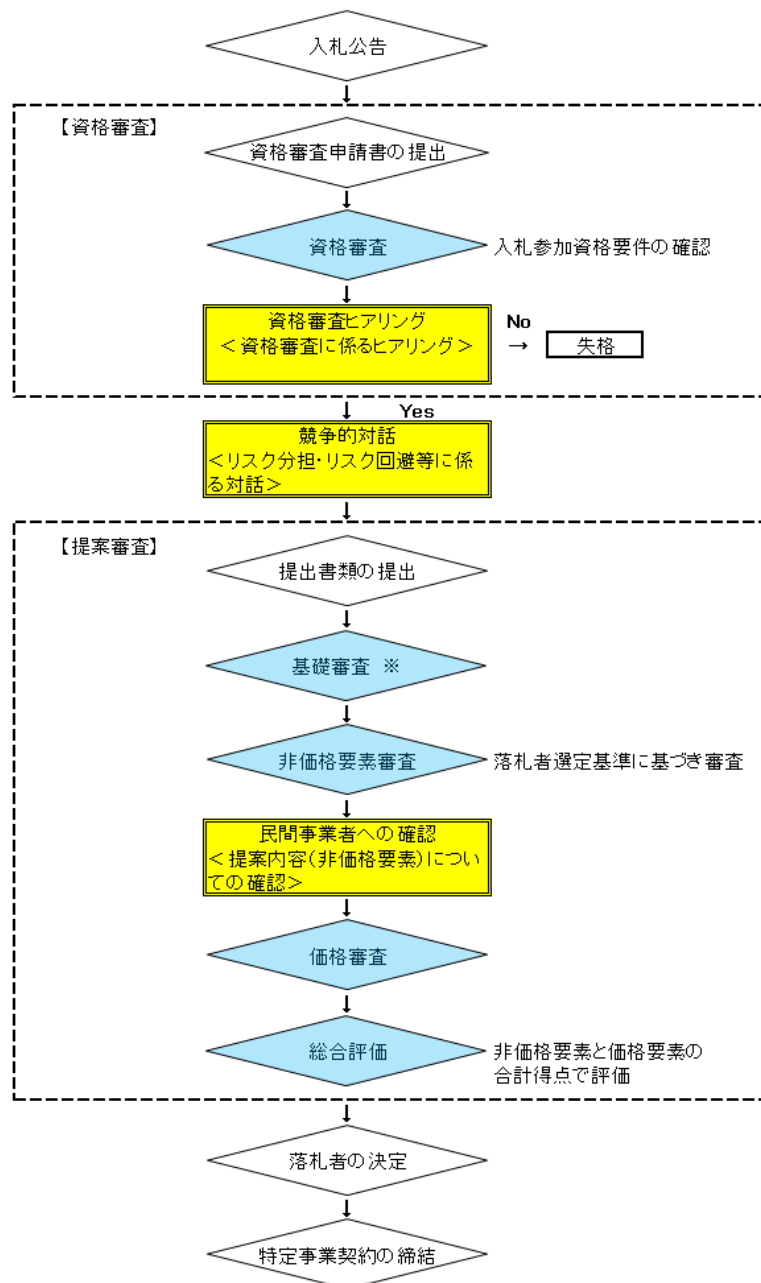
東京電子自治体共同運営サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に三鷹市又は調布市を希望していること。

1炉100t/日以上規模で、発電設備を有する施設において、平成20年3月31日時点で延べ3年以上の運転実績を有していること。

前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること。

3. 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行うこととします。



※ 基礎審査: 要求水準書に示されている基本内容の確認 等

図 民間事業者の審査フロー

1) 選定委員会の設置

組合は、民間事業者の審査を実施するに当たって「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。選定委員会

ものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していること等の確認を行います。これらを満たすことが確認された応募者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととします。

イ．非価格要素審査及び価格審査

基礎審査において組合の要求する性能要件を満たした応募者の非価格要素審査及び価格審査を実施します。

非価格要素審査として、応募者の提案のうち、前項の審査基準に従い選定委員会において評価を行います。なお、評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施します。審査基準の詳細等については、募集要項に示すこととします。

価格審査については、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とします。

価格の点数化方法等については、募集要項に示すこととします。

ウ．総合評価

総合評価は選定委員会が、イ．の非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合得点を算出し、順位をつけて組合に報告します。総合評価点の算出方法等については、募集要項に示すこととします。

4) 審査結果の公表

組合は、選定委員会の報告を受けて、落札者を決定し、その結果を公表します。また、各応募者に対して通知します。

5) 民間事業者の選定及び非選定

(1) 組合と落札者は、募集要項に基づき特定事業契約を締結することとします。

ただし、落札者の事由により契約の締結が出来なかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとします。

(2) 民間事業者の募集において応募者がいなかった場合、審査及び選定において事業計画書、提案書において本事業がPFI法の手続きによる事業として実施することが適当でないと判断される場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

4．落札後の手続き

1) 契約手続

民間事業者は、組合と基本契約を締結します。また、基本契約に基づき、組合と建設請負事業者は建設請負契約を、組合と特別目的会社は運營業務委託契約を締結します。

2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本契約締結後すみやかに本店所在地を三鷹市又は調布市に置く特別目的会社を設立することとします。特別目的会社は参考資料 の 1. 1) に示す要件を満たすこととします。

3) 交付金申請手続きへの協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定しています。民間事業者は、組合が行う当該交付金の申請手続き等に協力すると共に、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・建設業務、関連資料の作成を行うこととします。

5．著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとしますが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、応募者と協議の上、必要な範囲において公表等を行うことができることとします。

6．費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とします。

・民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1．想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設等の機能(性能要件)が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運營業務を行うこととします。

2．想定されるリスク及び分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などに基づき当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとします。

2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、特に重要なものについては参考資料「主要な契約条件」に示します。

なお、詳細については、実施方針並びに今後提示する要求水準書(案)に関する意見・質問を踏まえ、募集要項において示します。

3．組合による事業の実施状況の監視

1) 設計・建設期間

建設請負事業者は、設計・建設業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとします。

また、設計・建設業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとします。なお、組合は工事の監理・監督を行い、必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行います。

建設請負事業者は、設計・建設業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行います。引渡性能試験は組合の立会いのもと、性能保証項目について実施することとします。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業者の認定を受けた機関が実施することとします。

また、業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じることとします。

2) 運営期間

組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行います。

監視に当たっては、精密機能検査の結果や施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営業務委託契約で定められた頻度、方法に従って行うこととします。また、必要に応じて、組合は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとし、また、現場確認も行うこととします。その他、必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができることとします。

また、本施設の運営業務の監視により、本施設が運営業務委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じることとします。

3) 運営期間の終了時

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認します。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、組合より確認を受けた上で、引継業務を行うこととします。

．公共施設等の立地並びに規模等に関する事項

1．施設の立地条件

1) 事業用地

東京都調布市深大寺東町 7-50-30 外

2) 敷地面積

約 2.6h a

3) 土地利用規制

都市計画区域 : 市街化区域

用途地域 : 準工業地域

防火地域 : 準防火地域

高度地区 : 25m 第二種高度地区 (特例の許可申請予定)

建ぺい率 : 60%以内

容積率 : 200%以内

都市施設 : ごみ処理場 (ごみ焼却場へ都市計画変更手続き中)

日影規制 : 敷地境界から 5m を超える範囲 4 時間以上、10m を超える範囲 2.5 時間以上 (測定水平面 4m)

4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととします。

2．施設規模

低質ごみから高質ごみの範囲のごみ質の処理対象物について、年間計画処理量約 77,300t/年を安定的に処理することが可能な能力を有する施設規模 (288 t/日) とします。

3．施設の配置

計画施設の配置については、添付資料 のとおりとします。

・事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うこととします。また、契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

・事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、平成 25 年 4 月 1 日に施設が供用開始され、運營業務委託契約に規定される条件に基づいて平成 45 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要があります。このため、運營業務委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応することとします。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととします。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、運営事業者との運營業務委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとします。

・法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等はありません。

2．財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はありません。

3．その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力します。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者で協議により対応策を検討することとします。

・その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

建設請負契約の締結に当たっては、組合議会の議決を得ることとします。

2. 実施方針に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとします。

また、事業用地等への見学等については、ご要望に応じて対応します。

1) 実施方針に関する意見・質問の受付

平成 20 年 10 月 24 日に公表した実施方針に関する意見・質問を平成 20 年 11 月 4 日を提出期限として受け付けたところ、120 項目の意見、質問が提出されました。

2) 実施方針に関する意見・質問への回答

上記 1)において提出された意見・質問書に対する回答は、平成 20 年 11 月 19 日に組合のホームページにおいて公表しました。

3) 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがあります。

4) 問合せ先

住 所：〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7 丁目 50 番地 30

E - m a i l : fujimi@fujimieiseikumiai.jp

宛 先：ふじみ衛生組合 新施設建設準備室

事業に係るリスク分担

期間	リスク項目	概要	分担		
			組合	民間事業者	
全期間	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク		
		税制度変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク		
		政治	政策方針の変更による事業中止、コスト増大リスク		
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		
	その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク				
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク		
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事項等に対する賠償リスク		
	環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク			
	物価変動 注)物価変動による建設工事費の変更は認めません	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)			
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた場合)			
	資金調達	民間事業者における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク			
		組合における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク			
	金利変動	金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク			
		金利上昇に伴う組合における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク			
不可抗力	天災等の不可抗力によるリスク				
債務不履行	民間事業者の事由により事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク				
	組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク				

計画段階	測量・調査	民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク		
		組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク		
	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコストの増大リスク		
		組合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク		
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		
		組合の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		

期間	リスク項目	概要	分担			
			組合	民間事業者		
建設段階	建設	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク			
			組合の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク			
		工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク			
			組合の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク			
		既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク			
		試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク			
試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク						
運営段階	運営	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコストの変動リスク			
			性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコストの増大リスク		
		施設かし	事業期間中における施設かしに係るリスク			
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコストの増大、運転停止のリスク			
			民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反により、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク			
			民間事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク			
		施設破損	その他運営不備によるコストの増大、運転停止リスク			
			事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク	施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		
				ごみ収集車・搬入車に起因する施設破損のリスク		
		既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク			

主要な契約条件

1. 基本契約

1) 特別目的会社の設立

(1)民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運營業務を行わせるために、事業会社たる特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を会社法の株式会社として設立すること。

(2)運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者及び株主が次の各号に定める事項を満たすこと。

運営事業者の本店所在地を東京都三鷹市又は調布市とすること。

応募企業は当該会社に対して出資するものとする。応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は、構成員のみとすること。

応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

応募グループのうち、プラントの設計・建設を担当する企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の20を超えるものとする。

運営事業者は、本施設の引渡日から事業期間を通じて資本金を一定額以上維持すること。

運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。

運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

2) 代表企業の保証

運営事業者による本施設の運営の不具合により組合に生じた損害の賠償責務及び契約解除時の違約金支払い債務について、代表企業が保証すること。保証には一定の上限を設ける。

3) 建築物の建設を担当する企業

建築物の建設を担当する企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上であること。

2. 建設請負契約

1) 契約保証金

- (1) 建設請負事業者は、契約保証金又はこれに代わる担保を組合に差し入れること。
なお、契約保証又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。
- (2) 建設請負事業者が、組合に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、組合は、前項に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当することができるものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

2) リスク分担

事業用地における土地の建設障害リスクについて、入札資料から善良なる管理者の注意義務をもって想定される範囲は建設請負事業者負担で、それを超える部分は組合が負担する。

3) 引渡しの遅延

設計及び試運転を含む建設業務が遅延し、本施設の引渡しが引渡日より遅延する場合、建設請負事業者は、遅延損害金を支払わなければならない。なお、遅延損害金の額の決定方法等の詳細については、募集要項において示す。

4) かし担保責任

- (1) 組合は、本施設にかしがあるときは、建設請負事業者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、組合が引渡しを受けた日から一定期間内に行わなければならない。

5) 事前準備

建設請負事業者は本施設の試運転及び引渡性能試験を実施するが、運営事業者の従業員等の習熟訓練のため、運営事業者に業務を委託するなどの方法により、試運転及び引渡性能試験に関与させること。

3. 運營業務委託契約

1) 契約保証金

- (1) 運営事業者は、契約保証金又はこれに代わる担保を組合に差し入れること。
なお、契約保証又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。
- (2) 運営事業者が、本契約に基づいて組合に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、組合は、前項に規定する契約保証金又は、これに代わる担保等をもって、

これに充当することができるものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

2) 違約金

組合は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、運営事業者に対して違約金を請求することができるものとする。なお、違約金の額は募集要項において示す。

3) 本施設の運営業務

- (1) 本施設のプラントの運営業務のうち、主要な部分の補修・更新業務については、運営事業者が本施設の建設請負事業者に、事業期間中、委託すること。
- (2) 運営事業者は、建設請負事業者より提出された補修・更新計画を踏まえ、重要機器については予防保全を基本とするとともに、事業期間終了後も本施設が要求水準に示した機能を維持できるよう維持管理計画を策定し、これを実行すること。
- (3) 組合は、本施設の機能を事業期間終了後に維持するための説明を求め、必要に応じ、維持管理計画の改訂ならびに適切な維持管理を求めることができる。
- (4) 運営事業者は、維持管理計画に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について、点検・検査計画書、補修計画書及び更新計画書を作成し、組合の承諾を得ること。組合は、当該計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、修正を求めることができる。また、組合は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画、運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
- (5) 運営事業者は事業期間終了後に本施設が要求水準書に示した機能を維持できるよう、事業期間終了前に維持管理計画に従い、適切な補修・設備更新を実施すること。
- (6) 維持管理が適切に行われなかったことにより本施設の性能が低下し、又は停止し、組合に損害が生じた場合、運営事業者は、組合が受けた損害を賠償すること。

4) 本施設における処理対象物の受入れ等

- (1) 組合は、搬入する処理対象物の性状が今後公表する計画ごみ質（以下「計画ごみ質」という。）に近いごみ質を確保するべく、両市に対して、広報、啓発活動等を行うよう働きかける。
- (2) 組合は、両市が処理対象物等を運営事業者の指定する受入場所まで搬入することを確保する。
- (3) 本施設に搬入される処理対象物のごみ質を原因とする運営委託料の見直しその他費用の負担については募集要項において示す。

(4) 組合は、本施設に搬入される処理対象物のごみ質が計画ごみ質から定常的に逸脱していることが判明した場合、必要に応じて運営事業者と対応等について協議する。

5) 処理不適物の取扱い

(1) 運営事業者は、搬入された処理対象物のうち、一般廃棄物処理実施計画を基に処理することが困難又は不相当と考えられるものについては、組合の了解をもって処理不適物と位置付けることができる。

(2) 運営事業者は、受入供給設備において目視検査等を行い、受入れた一般廃棄物の中に処理不適物がないことを確認するよう努め、処理不適物が確認された場合には搬入者に返却することができる。

(3) 運営事業者は、受入れた廃棄物等内に処理不適物が確認された場合には、処理不適物を排除しなければならない。

(4) 組合は、一般廃棄物の排出者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努める。

(5) 運営事業者は、排除した処理不適物を、処理不適物貯留設備に貯留し、組合が指定した場所まで運搬する。運営事業者が運搬した処理不適物は組合が処分する。

(6) 処理不適物の混入が原因で本施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、運営事業者がその費用を負担する。ただし、運営事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することが出来なかったことを明らかにした場合は、組合が当該費用を負担する。

6) 焼却灰及び飛灰の取扱い

(1) 焼却灰及び飛灰についてはエコセメントとして資源化するため、運営事業者は貯留設備に搬入・貯留した上で、組合が指定するエコセメント化施設まで運搬する。

7) 電力の取り扱い

組合は、電気事業者と電力供給に係る契約を締結し、組合が当該契約に関わる費用を負担する。

8) 事業期間終了時の取り扱い

(1) 組合は、性能要件の満足を確認するため、施設の機能確認、性能確認を実施する。

(2) 本事業においては、事業期間にかかわらず、施設の機能確認、性能確認に合格することを事業契約終了の条件とする。

(3) 運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、改修等必要な措置を講じること。

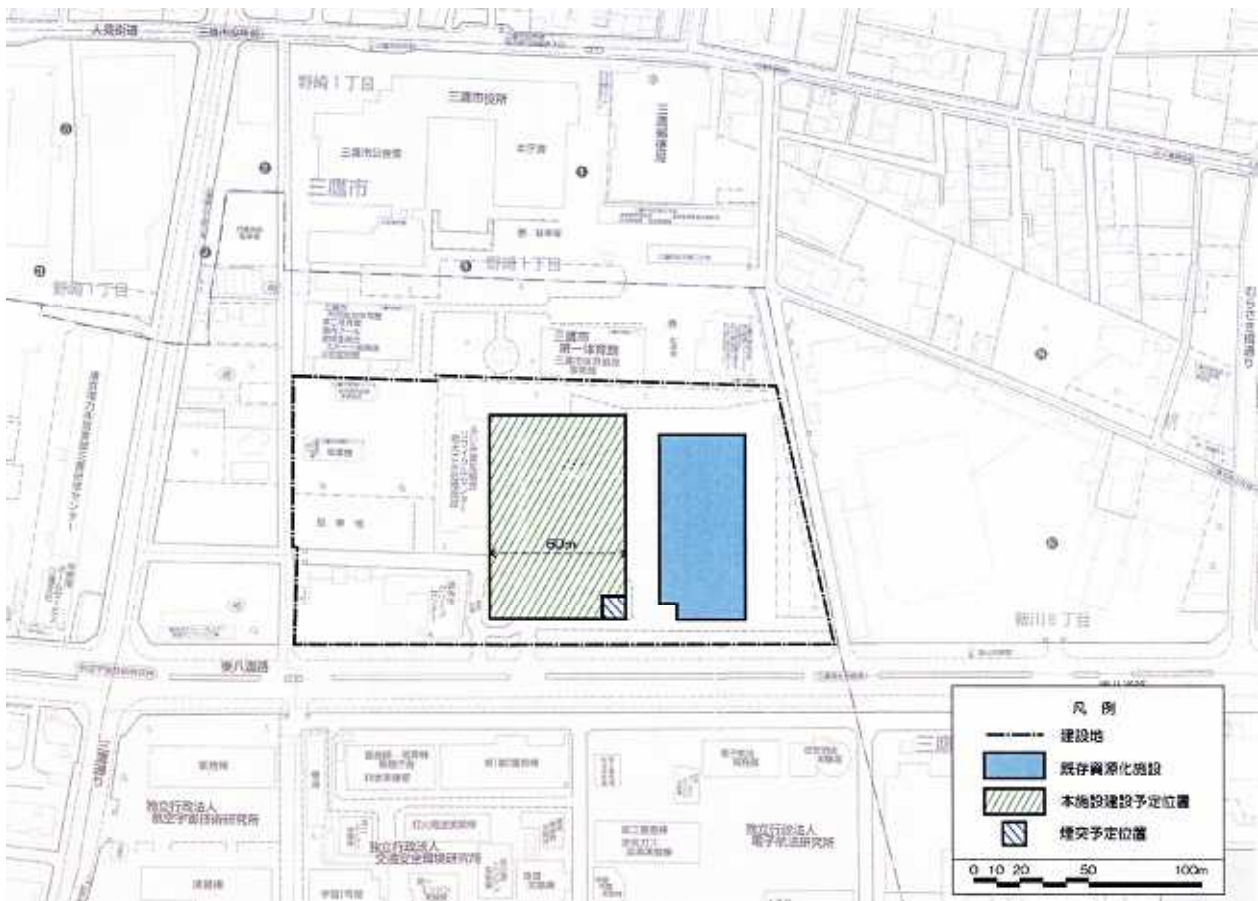


図 施設配置図